後発医薬品使用促進に係る事業実施計画（令和８年度）

1　目的　　後発医薬品の使用促進により医療費の抑制・削減を図る。

2　現状　　後発医薬品使用割合：90.08%（令和８年１月調剤分）
〔後発医薬品の使用割合＝後発医薬品の数量/（後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量）×100〕
（参考：R8.1 月　県平均 89.89%）
【国保連提供データによる】

3　分析　　国指定の後発医薬品があるものについて、被保険者全体において、年齢階層別と男女別に、先発医薬品割合と後発医薬品割合を比較した。（医科分+調剤分）
【（株）データホライゾン　R8.3 レセプトにおける分析】

・全体での後発医薬品使用割合 90.0%に対し、20～24 歳 88.7%、40～44 歳 87.8%、45～49 歳 86.7%、70～74 歳 88.7%となっており、20 代前半と 40 代、70 歳以上の使用率が平均よりやや低くなっている。
・被保険者数が多い階層の 65 歳以上の男女比較においては、男性より女性のほうが低い。（65～69 歳：男 91.8%女 89.3%、70 歳～：男 90.0%女 87.5%）
・全体の男女別では、男性より女性のほうが低い。（男 91.2%女 89.0%）

4　目標　　以上の分析から、
①20 代前半と 40 代の階層に対し、使用率向上を図りたい。（4%増）
②被保険者数が多い 65 歳以上 74 歳以下の階層の女性の使用率を、男性並みに向上させたい。（3%増）
③全体的に女性の使用率を、男性並みに向上させたい。（3%増）
④全体の後発医薬品使用割合を、県内トップレベルに向上させたい。（2%増）

5　実施方法　後発医薬品の利用で軽減できる金額を各個人に通知し、後発医薬品の利用促進を図る。